

## 看護師等確保基本指針改定案に対する見解

2023年10月23日

日本医療労働組合連合会

中央執行委員会

2023年8月24日、看護師等確保基本指針検討部会が「看護師確保基本指針改定のポイント（案）」を示した。今後、労働政策審議会（職業安定分科会）の意見聴取や総務大臣への協議などを経て、2023年秋頃に改定後の看護師等確保基本指針の告示が予定されている。

30年ぶりの改定となる改定案では、看護師等の就業者数は2020年で約173.4万人と医療関係職種の中で最も多数を占め、チーム医療の中において大きな役割を果たしてきている一方で、少子高齢化の進行に伴い現役世代（担い手）が急減する中、看護師確保を進めるためには、新規養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等について総合的に進めることが重要であると述べている。

しかし、看護師等の今後の就業傾向としては、「不足の傾向にある」「確保を推進していくことが必要」などと看護師不足を認めているものの、どのくらいの期間で何人増やすなどの具体的な目標は示されていない。

また、夜勤が大きな負担となっているため、その軽減が必要としながらも、「複数を主として月8回以内の夜勤体制の構築に向けて、引き続き積極的に努力する必要がある」に留まり、前回から大きな前進面は見られていない。勤務間インターバル確保の努力義務化については追記されたものの、病院において努力を求める内容で、ILO第157号（看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する勧告）で示されている「勤務間隔12時間以上」のような明確な数値は示されていない。

給与水準については、人材確保の観点に立ち、業務内容・勤務状況等を考慮した水準となるよう努めるべきであるとされている。この間、政府も看護師の賃上げが必要であるとし、看護職員の処遇改善評価料の新設や国家公務員医療職俸給表（三）の改正が実施されたものの、対象は一部の看護師にとどまっている。看護師の賃金水準の引き上げが必要とするのであれば、全ての看護師の賃金を改善すべきであり、その具体的な方向性を示すべきではないか。

看護師の業務は、看護そのものである。ところが改定案は、旧指針の「ベッドサイドケアの充実を中心に看護の独自性が発揮され、働きやすい業務体制を作っていく」としてきた「看護業務の改革」を削除し、「看護業務の効率化・生産性向上」に置き換え、特定行為研修を「看護師の資質向上」だとしている。患者ケアを効率化し、医師の肩代わりを担う看護を資質の向上だとする指針の改定は、看護を変質させ、医師増員の抑制と在宅医療の受け皿づくり等に看護師を利用し、医療提供体制の再編を推進するためのものであり、断じて認めるわけにはいかない。患者の安全を守り、安心した療養生活の援助を一番に考えると、医師不足や看護師不足をタスク・シフト/シェアや特定行為研修で補うなど本末転倒である。そもそも、2007年第166回国会の採択請願（①医師・看護師など医療従事者を大幅に増やすこと、②看護職員の配置基準を夜間は10人に対して1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上とするなど抜本的に改善すること）等の内容を盛り込まない改定は、請願に託された国民の願いと国会の議決を踏みにじるもので許されない。法が定める「適切な処遇の下で、自信と誇りを持って心の通う看護を提供することができる」看護を実現する指針に改定すべきである。

私たちは、ILO条約・勧告等に基づいた国際基準の人員配置と処遇改善実現のために、看護職員300万人体制の実現を改めて強く求めるものである。

以上